

NEWS RELEASE

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル



2021年1月8日

緊急事態宣言に伴う当社の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、同感染症によって影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申しあげますとともに、医療従事者の方々のご尽力に感謝申しあげます。

この度、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大に伴い、政府より東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象地域とした緊急事態宣言が発出されました。

アフラック生命保険株式会社（代表取締役社長：古出 真敏）は、がんをはじめとするさまざまな病気と、このような環境下で向き合っておられるお客様に寄り添うため、給付金等のお支払い業務や各種サービスをしっかりと継続してまいります。

こうした取り組みを通して、当社が大切にする「お客様第一」や『生きる』を創る。」というコアバリュー（基本的価値観）を実践し、生命保険会社としての社会的責任を果たしてまいります。

当社は、今回の緊急事態宣言による1都3県からの要請を踏まえて、これまで推進してきたテレワークを最大活用した業務を行ってまいります。また、多くのお客様のご要望にお応えできるよう、WEB面談を活用したご相談や契約申込みのサービスもご提供しております。

なお、以下の新型コロナウイルス感染症に関するお客様への特別取扱いも引き続き実施しております。

1. 給付金・保険金の請求手続きの簡素化について

請求に必要な書類を一部省略するなど、迅速にお支払いたします。

2. 医療保障における入院給付金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症と診断され、臨時施設、宿泊施設および自宅等にて医師等の管理下で療養している場合は、医師等が証明した期間について入院給付金の支払対象とします。

3. 電話診療およびオンライン診療における通院給付金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様に限らず、感染防止の観点などから、医療機関への通院に代えて、自宅等で医師による電話診療またはオンライン診療を受けた場合、通院保障期間内の診療日について通院給付金の支払対象とします。

4. 災害死亡保険金等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により死亡、または所定の高度障害状態になられた場合、災害死亡割増特約等の災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払対象とします。

5. 契約者貸付の申請手続きの簡素化について

申請に必要な書類を一部省略するなど、契約者貸付金を迅速にお支払いいたします。

当社オフィシャルホームページでは、各種お問い合わせおよびお手続きが可能なサイトをご用意しています。ご自宅から簡単・便利にご利用いただけますので、是非ご活用ください。

<当社オフィシャルホームページで行える各種お手続き>

- 給付金・保険金のご請求
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/>
- 生命保険料控除証明書の発行・再発行
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/deduction/reissue.html>
- 以下のお手続きはご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」から
<https://a-line1.aflac.co.jp/web74/cat/app/customer/Login>
 - ✓ 給付金・保険金のご請求
 - ✓ 支援金・祝金のご請求
 - ✓ 住所・電話番号の変更
 - ✓ ご契約者様の改姓
 - ✓ 受取人・指定代理請求人の変更
 - ✓ 保険料振替口座の登録・変更
 - ✓ クレジットカード払いの申し込み・変更
 - ✓ 第二連絡先の登録・変更
 - ✓ 保険証券の再発行
 - ✓ 生命保険料控除証明書の発行・再発行
 - ✓ 解約手続き書類のお取り寄せ
 - ✓ 健康還付金のご請求・請求状況の確認
- その他、よくあるご質問はこちらから
<https://aflac-direct.force.com/faq/s/>

【お問い合わせ】

- ・各種お手続き、ご契約内容について

電話番号 : **0120-555-595**

受付時間 : (月～金) 9:00～18:00 (土) 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

- ・給付金・保険金のご請求について

電話番号 : **0120-555-877**

受付時間 : (月～金) 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)